

注目
1

平成30年度の市税等のお知らせ

市税等には、住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などがあります。ここでは、平成30年度の主な市税等についてお知らせします。

平成30年度から適用される主な改正点

●後期高齢者医療制度の一部改正

- ・低所得世帯の「5割軽減」と「2割軽減」の均等割額基準額を見直し、軽減対象世帯が拡充されました。
- ・「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の人に対する所得割額の軽減措置が廃止されました。
- ・賦課限度額・均等割額・所得割率が改正されました。
- ・被用者保険(会社の健康保険等)の被扶養者の人に対する均等割額の軽減が「7割軽減」から「5割軽減」に変更されました。

市税等のあらし

●個人住民税(市県民税)

その年の1月1日にお住まいの市町村で、市民税と県民税をあわせて1年分が課税されます。住民税は、税金を負担する能力のある人に、均等の額によって負担していただく「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担していただく「所得割」があり、それぞれの税額等は右表のとおりです。

	均等割額	所得割額
市民税	3,500円	6%
県民税	1,500円	4%
合計	5,000円	10%

●法人市民税

資本金等の額と従業員数の規模に応じた均等割額(年5万円から300万円の9区分)と、課税標準となる法人税額に税率を乗じた法人税割額をあわせた税額を申告し、納付していただくものです。

法人税割額の税率は、12.1%です。ただし、資本金等の額が1億円以下で課税標準となる法人税額が500万円以下の法人は、9.7%となっています。

●固定資産税・都市計画税

その年の1月1日に土地・家屋等の資産を所有している人に対して税目別に計算し、あわせて課税されます(税率は右表のとおり)。

税目	課税の対象となる資産	税率
固定資産税	土地・家屋・償却資産	1.4%
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	0.2%

※課税資産の内訳は、納税通知書とあわせて送付される課税明細書でご確認ください。

●軽自動車税

その年の4月1日に軽自動車等を所有(使用)している人に課税されます。転出または譲渡、廃棄、盗難等で所有しなくなっても、届け出をしないと課税されますので、必ず届け出をしてください。

●国民健康保険税

医療給付費に使われる「医療分」と、後期高齢者を支援する「支援分」、そして国民健康保険被保険者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する「介護分」の合計額が課税されます(税額等は5ページをご覧ください)。

●介護保険料(第1号被保険者…65歳以上の人)

介護保険料は、基準額の5万4,000円に、所得等の状況により11段階の係数を乗じて得た額となります。所得等の状況により保険料の負担額が変わります(保険料額等は6ページをご覧ください)。

●後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、均等割額(4万1,700円)と所得割額(所得割率7.86%)の合計額で、限度額は62万円です。同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の状況により負担額が変わります。

口座振替をご利用ください

納めに行く手間と時間が省け、納め忘れもなく安心です。一度登録すれば毎年継続します。

●**受付窓口**

取扱金融機関窓口・納税課 8 番窓口(取扱金融機関への提出を代行します)*

●**手続きに必要なもの**

通帳・金融機関届出印またはキャッシュカード・納税通知書等。

口座振替依頼書は、市内金融機関窓口・納税課 8 番窓口にあります。

●**取扱金融機関**

みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・三井住友信託銀行・東和銀行・大光銀行・埼玉縣信用金庫・さいたま農業協同組合・ゆうちょ銀行・足利銀行・川口信用金庫

●**郵送での申込み方法**

口座振替依頼書に必要な事項を記入・金融機関届出印を押印し、納税課納税係へ郵送してください。口座振替依頼書は納税通知書等に同封しており、切手不要で郵送できます。また、市ホームページからも印刷できます。

*ゆうちょ銀行は専用紙となりますので、郵送でのお申し込みはできません。市役所または最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)窓口で手続きをお願いします。

市税等は納期限内に納めましょう

平成30年度の市税等の納期限(振替日)は、下表のとおりです。市税等は、納期限を過ぎて納付する場合、延滞金が増加されます。必ず納期限内に納付しましょう。※いずれの税・料も普通徴収を対象としたものです。

納期月	平成30年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年	2月	3月
税目等	4月									1月		
固定資産税・都市計画税		1期 (前納) 1~4期 5月31日		2期 7月31日					3期 12月25日		4期 2月28日	
軽自動車税		全期 5月31日										
市県民税 (普通徴収)			1期 (前納) 1~4期 7月2日		2期 8月31日		3期 10月31日			4期 1月31日		
国民健康 保険税 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 10月1日	4期 10月31日	5期 11月30日		6期 1月31日	7期 2月28日	8期 4月1日
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 10月1日	4期 10月31日	5期 11月30日		6期 1月31日	7期 2月28日	8期 4月1日
介護保険料 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 10月1日	4期 10月31日	5期 11月30日		6期 1月31日	7期 2月28日	8期 4月1日

市県民税と固定資産税・都市計画税は、前納ができます。前納とはその年度の第1期の振替日に1~4期分を全額振替することです。なお、残高不足等で振替できなかった場合は、1期は納付書納付、2期以降は期別にて振替になります。

問合せ

■**税務課**

市民税係(☎594-5518)
固定資産税係(☎594-5519)

■**保険年金課**

【国民健康保険税】
国民健康保険担当(☎594-5541)
【後期高齢者医療保険料】
後期高齢者医療担当(☎594-5542)

■**高齢介護課**

【介護保険料】
介護係(☎594-5540)

■**納税課**

納税係(☎594-5520)

注目
2

北本の自然を満喫！ 野外活動センターにバンガローとドーム型大屋根が誕生！

初心者もファミリーも気軽に楽しめる全天候型キャンプ場に生まれ変わりました!!
都心から1時間、北本の自然の中で手ぶらでキャンプが楽しめます！

木のいいにおい、
泊ってみてーい！



利用者の声

[申込み方法] 利用したい日の3か月前から申込み受付。
直接、施設の窓口へ申込み。

※電話での仮予約は3か月前の翌日から受付。

[利用料金] バンガロー4棟（1棟6人まで）
テントサイト15区画

利用区分	利用時間	利用施設	利用料金
ナイト キャンプ	15:00から 翌日の 10:00まで	テントサイト	1区画 500円
		バンガロー	1棟 7,000円
デイ キャンプ	10:00から 15:00まで	テントサイト	1区画 300円
		バンガロー	1棟 2,000円

キャンプに必要な道具の貸出あり。バーベキューセットの食材の手配も行います！（要事前予約）

☎生涯学習課生涯学習担当（☎594-5567）



〒364-0034 高尾9-143
TEL・FAX 593-0008
HP <https://kitamoto-yakatsu.jp/>

北本市野外活動センター



バンガローの利用者第1号

【家族3人（市内在住）】
子どもを自然に触れさせたいと思ってバンガローを利用しました。バンガロー内はエアコンも付いていて快適でした。



【会社同僚20人（都内から）】
バンガローの中は木の香りがして快適でした。トイレもきれいでとてもよかったです。



ドーム型大屋根の利用者第1号

【会社OB80人（市民等）】
大屋根が付いたことで、天気を気にすることなくいつでも利用しやすくなりました。



注目
3

国民健康保険の税率と仕組みが変わります

①国民健康保険税の税率などの改定

国民健康保険税は、医療分、支援分、介護分の3要素を合算したものです。以下の4区分(所得割、資産割、均等割、世帯別平等割)で合算し、世帯主に賦課されます(合算時に賦課限度額が適用されます)。

区分	説明	改定前			改定後		
		医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割	前年中の所得に応じてかかるもの	6.2%	1.8%	1.0%	6.5%	2.7%	1.7%
資産割	資産に応じてかかるもの	30.5%	-	-	29.0%	-	-
均等割	1人あたりにかかるもの	8,000円	5,000円	8,000円	7,000円	6,000円	13,000円
世帯別平等割	1世帯あたりにかかるもの	15,000円			10,000円		
限度額	1年間の最高限度額	52万円	17万円	16万円	54万円	19万円	16万円

加入者の医療費に充てられます

75歳以上の高齢者の医療制度に使われます

40~64歳の人のみ。介護保険制度に使われます

②国民健康保険の広域化(各市町村から都道府県単位へ)

平成30年度から国民健康保険の資格の取得・喪失および財政運営が市町村単位から都道府県単位に変わります。



国保広域化 Q&A

Q 何が変わるの？

A 広域化に伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更となります。
※北本市では平成30年11月の一斉更新の際に被保険者証の様式を変更する予定です。
現在お持ちの被保険者証はそのままお使いいただけます。

Q 何が変わらないの？

A 各種申請や届出は、これまでどおり北本市保険年金課の窓口で手続きをします。
(例：高額療養費の請求や職場の健康保険に加入した場合の手続きなど)

☎保険年金課国民健康保険担当 (☎594-5541)

〈広告〉



いま、ほしくなる
ベッドであること。
やがて、ほしくなる
ベッドでもあること。

PARAMOUNT BED
パラマウントベッド

専門店
小川家具

☎048-591-3517
北本市北本 2-137



注目
4

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料が変わります ～介護保険料は介護保険事業計画の見直しと併せて3年ごとに改定されます

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険事業計画で推計した介護保険事業の運営に係る費用をもとに、3年ごとに算定されます。市では、第7期介護保険事業計画を策定し、平成30～32年度の介護保険料の見直しを行いました。

◆65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

北本市の新しい介護保険料の基準額は、月額4,501円(県内の市町村平均月額5,058円)となりました。被保険者の皆さんの負担軽減を図るため、これまで積み立ててきた基金(介護保険給付費支払基金)から約4億3,000万円を取り崩し、保険料の上昇をできる限りおさえました。この基準額をもとに、所得段階(11段階)に応じた介護保険料を算定しました(下表)。

所得段階	対象となる人	保険料率 (基準額×調整率)	保険料額 (年額)			
第1段階	世帯全員が市民税非課税	基準額×0.45	24,300円			
第2段階				本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.6	32,400円
第3段階				本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.7	37,800円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は住民税非課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	48,600円		
第5段階					課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	64,800円		
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	70,200円		
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	81,000円		
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	91,800円		
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.8	97,200円		
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.9	102,600円		

◆介護サービス費用の利用者負担

介護サービスの費用は、原則費用の1割または2割を利用者が負担していますが、世代間の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割となります(例：単身で年金収入のみの場合は年収344万円以上)。

☎高齢介護課介護係(☎594-5540)

(広告)

悩み事解決のお手伝いをします お気軽にご相談下さい 浦和駅西口徒歩2分

遺産相続 遺言書作成、遺産分割協議、遺留分等
離婚問題 慰謝料、財産分与、養育費、年金分割等
成年後見 高齢者の財産管理、後見人・保佐人等
労働問題 解雇、残業代、セクハラ、パワハラ等
不動産 売買・賃貸の諸問題、マンション管理等
債権回収 売買代金・請負代金・貸付金の請求等
中小企業 契約書作成、取引トラブル、顧問契約等

◆相談料30分5400円(事前にご予約下さい)

高橋徹総合法律事務所

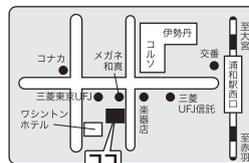
北本市商工会会員 弁護士 高橋徹

☎048-815-6077

電話受付：平日午前10時～午後6時

時間外相談は、予約時にご相談ください

さいたま市浦和区高砂2-1-2駒崎ビル402



15周年

10周年

今月の桜国屋&さんた亭!

●桜国屋(☎544-5321) 10:00~18:00(水曜定休)
【15周年記念祭】

時 5月19日(土)・20日(日)

地域に愛され15年!

ありがたい感謝を込めて大抽選会!

北本産コシヒカリや新鮮野菜の詰合せなどが当たる!

【北本とまと祭~旬のトマトフェスティバル~】

時 5月26日(土) 10:00~14:30

トマト三昧! 採れたてトマトとトマトグルメの即売。

●さんた亭(☎580-6883) 11:00~15:00(水曜定休)

【開店10周年記念プレゼント】

店長から10年間の感謝を込めて記念品をプレゼント!

時 5月19日(土)から贈呈。

(無くなり次第終了)



さんた亭店長

桜国屋店長

北本市観光協会からのお知らせ

グリコピア・イースト北本市民デー

時 6月17日(日) 9:30~

定 40人(定員超過の場合は抽選)

※結果は、はがきで通知

対 市内在住、在勤の人

費 無料

申 往復はがきに代表者・住所・電話番号・参加者全員(4人まで)の氏名・年齢・車でお越しの場合は駐車場使用台数を記入し、5月18日(金・消印有効)までに観光協会へ。

他 ・グリコピア・イーストでの現地集合・解散
・小学生以下の子どもは保護者同伴

全国ご当地カレーグランプリ in よこすかカレーフェスティバル2018に北本トマトカレーが参加します!

昨年3位の本大会で、今年は優勝を目指します! ぜひ現地まで応援にいらしてください! お手伝いして下さる人も大募集中です!

時 5月19日(土)・20日(日) 9:00~16:00

場 神奈川県横須賀市三笠公園



北本の観光のこと考えちゃわナイト

今後の観光事業について市民の皆さんと考えるワークショップを定期的で開催しています。お気軽にご参加ください。

時 5月11日(金) 18:30~(90分程度)

場 観光協会事務所

〒364-0035 西高尾1-249

TEL 591-1473 FAX 577-3475

メール info@machikan.com

H P http://www.machikan.com/

北本市観光協会

検索



北本市観光協会
KITAMOTO TOURISM ASSOCIATION

中央図書館だより

今月の企画特集

『世界の食卓から・旅』
諸国の料理を通じて旅する気分
に浸れそうな本を特集!

☎ 592-0795

開館時間 9:00 ~ 21:00

おすすめの一冊



「フランス人と 気の長い夜ごはん」

さかまき ようこ
酒巻 洋子 著
(産業編集センター)

「デザートなしでは食事を終えられない!」美食の国の食卓事情のベースには、さまざまな歴史があって成り立つ奥深さがあった。フランス人のごく普通の日の夕食に招待された気分になれるエッセイです。

あたらしく入った本

- | | | |
|----------------------------|---------|-----------------|
| ○ Q & A | 小林 ひろき | 大輝 (幻冬舎) |
| ○ 春の旅人 Travelers in Spring | 村山 さき | 早紀 (立東舎) |
| ○ 消えた断章 | 深木 あきこ | 草子 (光文社) |
| ○ 白のショートショート | ふられ菜 山口 | タオ (講談社) |
| ○ セキララ人生相談 | 石田 いら | 良 (ぴあ) |
| ○ 動作の“なぜ”がわかる基礎介護技術 | 前川 美智子 | (中央法規出版) |
| ○ 面白くて眠れなくなる物理パズル | 左巻 健男 | (PHPインテラス・グループ) |
| ○ 手づくりで贈るほめられ和菓子 | 宇佐美 桂子 | 高根 幸子 (世界文化社) |

詳しくはホームページへ

北本市立図書館

検索

